七八四　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の規定に基づき、就職促進手当の日額表を定める件　二三　五

七八五　船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件　二三　五

七八六　船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件　二三　五

七八七　船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件　二三　六

七八八　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件　二三　六

七八九　船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件　二三　七

七九〇　船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件　二三　七

七九一　船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件　二三　七

七九二　平成二十一年度自動車等安全性能評価実施要領を定める件　二三　七

七九三　登録確認機関の登録事項の変更の件　二三　154　一八

七九四　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件　二四　九

七九五　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二四　九

七九六　砂防法第二条の土地を指定する件　二四　一〇

七九七　直轄砂防工事を施行する件　二四　一一

七九八　土地区画整理事業の施行規程の変更を認可した件　二七　七

七九九　高速自動車国道に関する件　二七　七

八〇〇　船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件　二七　七

八〇一　船員法施行規則第三条の十六の船舶を定める告示の一部を改正する件　二七　七

八〇二　砂防法第二条の土地を指定する件　二七　七

八〇三　直轄砂防工事を施行する件　二七　七

八〇四　土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件　二八　四

八〇五　近畿圏整備法の規定により近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域を指定した件の一部を改正する件　二八　四

八〇六　近畿圏の保全区域の整備に関する法律の規定により近郊緑地保全区域を指定する件の一部を改正する件　二八　四

八〇七　信号符字を点附した件　二八　四

八〇八　信号符字を取り消した件　二八　四

八〇九　船舶国籍証書は無効となった件　二八　五

八一〇　船舶国籍証書を無効とした件　二八　五

八一一　地すべり防止区域を追加指定する件　二九　四

八一二　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二九　四

八一三　砂防法第二条の土地を指定する件　二九　四

八一四　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　三〇　六

八一五　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　三〇　七

八一六　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人の住所等を変更した件　三〇　七

八一七　都市公園を設置すべき区域を定めた件　三〇　七

八一八　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示　三〇　七

八一九　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示　三〇　八

八二〇　船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件　三〇　八

八二一　平成二十年国土交通省告示第六百八十一号の一部を改正する件　三一　九

八二二　高速自動車国道に関する件　三一　161　一八

八二三　租税特別措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を定めた件　三一　161　一九

〇観光庁

一三　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　三　六

一四　〃　一七　七

一五　〃　一七　七